

介護保険料(令和6年度～令和8年度)

保険料段階	対象となる方(所得基準)		負担割合	年間の保険料額(円)	おおむねの月額(円)
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給の方		基準額×0.285 (基準額×0.455)	22,540 (35,990)	1,878 (2,999)
第2段階	本人が市町村民税 非課税 の方	本人の前年中の「課税年金収入額」と「合計所得金額」※の合計額が80万円以下の方	基準額×0.285 (基準額×0.455)	22,540 (35,990)	1,878 (2,999)
第3段階		世帯の全員が市町村民税非課税の方 本人の前年中の「課税年金収入額」と「合計所得金額」※の合計額が120万円以下の方	基準額×0.382 (基準額×0.582)	30,210 (46,030)	2,518 (3,836)
第4段階		上記以外の方	基準額×0.67 (基準額×0.675)	52,990 (53,390)	4,416 (4,449)
第5段階		世帯内に市町村民税課税者がいる方 本人の前年中の「課税年金収入額」と「合計所得金額」※の合計額が80万円以下の方	基準額×0.9	71,180	5,932
第6段階		上記以外の方	基準額	79,090	6,591
第7段階	本人が市町村民税 課税 の方	本人の前年中の「合計所得金額」※が125万円未満の方	基準額×1.15	90,960	7,580
第8段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	98,870	8,239
第9段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	118,640	9,887
第10段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が300万円以上350万円未満の方	基準額×1.7	134,460	11,205
第11段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が350万円以上400万円未満の方	基準額×1.8	142,370	11,864
第12段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.9	150,280	12,523
第13段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が500万円以上600万円未満の方	基準額×2.1	166,100	13,842
第14段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.3	181,920	15,160
第15段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が700万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.5	197,740	16,478
第16段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.7	213,560	17,797
第17段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.9	229,380	19,115
第18段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が2,000万円以上3,000万円未満の方	基準額×3.1	245,200	20,433
第19段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が3,000万円以上の方	基準額×3.3	261,020	21,752

※ 合計所得金額(地方税法292条第1項第13号)とは、年金・給与・事業等の収入金額から必要経費に相当する額を控除した金額で、基礎控除や扶養控除、医療費控除等の税法上の各種所得控除や、土地、建物や株式の譲渡所得がある場合の特別控除、繰越控除等を行う前の金額です。ただし、平成30年度からは、保険料段階の判定において、土地や建物の譲渡所得に特別控除がある場合には、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用います。さらに本人が市町村民税非課税の場合には、当該合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を控除し、令和3年度の税制改正による影響を受けないように調整された額を用います。

※ 課税年金収入額とは、非課税年金(遺族、障害、老齢福祉年金)を除く公的年金等収入額をさします。

※ 第1段階から第4段階の方の年間保険料額は、政令に基づき本来額(上の表中()内の額)から減額されています。

※ 年度当初の4月から、市町村民税が確定するまでの間(暫定期間)は、前年度の課税状況等により保険料額を決定します。